

「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関する
ガイドライン」の制定について

令和 6 年 3 月 25 日 5 農振第 2825 号
改正 令和 7 年 3 月 31 日 6 農振第 2983 号

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県知事
一般社団法人全国農業会議所会長

} 殿

農林水産省農村振興局長

営農型太陽光発電は、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る取組であり、農地転用許可制度上の具体的な取扱いについては、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成 30 年 5 月 15 日付け 30 農振第 78 号農林水産省農村振興局長通知。以下「取扱通知」という。）により示してきたところである。

営農型太陽光発電の取組は、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上等に寄与するものである一方、近年においては、発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見されるところである。

このようなことから、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、農地法関係法令に定められた内容その他営農型太陽光発電の実施に係る具体的な考え方や取扱いについて「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」を定めたので、御了知の上、次の各通知にも留意しつつ、今後の営農型太陽光発電を円滑かつ適正に運用するに当たっての参考とされたい。

（また、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。）

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

- 農地法関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知）
- 「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
- 農地法関係事務処理要領の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）

なお、農地法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年農林水産省令第 9 号）附則第 2 条において、「この省令の施行の際現に農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりしている許可の申請については、なお従前の例による。」としているが、この経過措置は、本省令の施行前に一時転用許可を受けているものについて、施行後間もなく当該一時転用許可期間が満了するため、再度一時転用許可を受けるための申請がやむを得ず施行前となる場合を想定して設けられていることに留意すること。この場合、「施行後間もなく」とは、施行日から起算して標準的な処理期間（「農地法関係事務処理要領の制定について」別紙 1 の第 4 の 4 の標準的な事務処理期間をいう。）を超えない期間とすることが適当である。

附 則

- 1 この通知は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、取扱通知は廃止する。
- 3 この通知の施行の際現に農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりしている許可の申請については、なお従前の例による。
- 4 この通知の施行の前に一時転用許可を受けて営農型太陽光発電を実施しているものについては、当該一時転用許可期間が満了するまでの間はなお従前の例による。ただし、4 の(1)から(6)まで及び(8)並びに 6 の規定については、この限りではない。

(別添)

営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱い
に関するガイドライン

1 営農型太陽光発電

「営農型太陽光発電」とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいう。

2 一時転用許可の手続

(1) 許可申請書の添付資料

営農型太陽光発電を行うため、支柱部分について一時転用許可を申請する場合には、農地法関係事務処理要領の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）に定める書類のほか、次に掲げる書類を農地転用許可申請書に添付するものとする。

ア 営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図

イ 営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書（別紙様式例第 1 号）

ウ 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類（別紙様式例第 2 号）

(ア) (イ)以外の場合

次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

a 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ（例えば、試験研究機関による調査結果等）

b 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書（別紙様式例第 3 号）

c 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績（当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われているものに限る。）

(イ) 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

(ア)の b に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

- a 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績
 - b 単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）の根拠を含む栽培理由（別紙様式例第4号）
- エ 営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者（以下「設置者」という。）が負担することを証する書面（別紙様式例第5号）
- オ 毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）に提出することを誓約する旨を記載した書面（別紙様式例第6号）

(2) 一時転用許可基準

農地転用許可権者は、一時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）及び「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）の定めによるほか、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型太陽光発電設備の支柱を立てるものであること。

イ 営農型太陽光発電に係る事業終了後に当該支柱部分に係る土地が耕作の目的に供されることが確実であり、かつ申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

また、変電設備等附随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、その規模及び位置が適正であること。

ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が確実と認められること。

a 下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（遊休農地を再生利用する場合（下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。）

（当該市町村の区域内で作付けされていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあっては、(1)ウ(イ)のa又はbの書類に記載された単収より減少する場合。）

- b 遊休農地を再生利用する場合において、法第 32 条第 1 項各号に掲げる遊休農地に該当することとなる場合。
- c 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じるおそれがあると認められる場合
- エ 農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われ、下部の農地における営農の状況が適確に確認できると認められること。
- オ 営農型太陽光発電設備の角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つことができると認められること。
- カ 営農型太陽光発電設備の支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。

なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用や農業者が立って農作業を行うことが可能な高さとして最低地上高 2 メートル以上を確保していること。

ただし、農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、支柱の高さが最低地上高 2 メートルに達しなくても差し支えないとともに、設備直下全体を一時転用許可の対象とすることが可能と解されること。

- キ 位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

- a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと。
- ク 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内において行うものであること。

この場合における協議の場の進め方については、次のほか、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知）によること。

- a 農業委員会は、地域計画の区域内で営農型太陽光発電に係る事業の実施について相談を受けている場合は、協議の場において、当該事業に関する情報

及び農地法第4条第6項第4号及び第5号の適合性に係る見解を情報提供する。また、営農型太陽光発電設備の設置者等は、当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画、設置場所を示す地図等を説明する。

b 協議の場の参加者は、営農型太陽光発電設備の設置者等から当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画等の説明及び農業委員会からの情報提供等を踏まえつつ、農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認する。

c 市町村は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認し、営農型太陽光発電事業の実施に問題がないとの結論を得た場合は、協議の場の取りまとめにその旨を記載し、添付する地図に該当箇所を表示（協議の場の取りまとめは公表）。

ケ 支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

なお、当該事業が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、再エネ特措法に基づきこれまで撤去費用として積み立てた金額も考慮すること。

コ 申請に係る事業が営農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、申請者が連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがあること。

サ 申請者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないこと。

(3) 一時転用許可に付ける条件

営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用許可は、法第4条第7項又は第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定に基づき、処理基準及び事務処理要領の定めによるほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

ア 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される営農型太陽光発電設備を支えるためのものとして利用されること。

イ 下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び収支の状況を毎年報告すること。なお、栽培実績については、必要な知見を有する者の確認を受けること。

ウ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型太陽光発電設備を改築する場合、営農型

太陽光発電に係る事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、報告すること（当該設備を改築する場合は別紙様式例第7号、廃止する場合は別紙様式例第8号、第三者に承継する場合は別紙様式例第9号）。

オ 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

(4) 一時転用許可に当たっての留意事項

農地転用許可権者は、一時転用許可に当たっては、次の事項にも留意するものとする。

ア 都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取

支柱部分の一時転用許可に当たっては、下部の農地における営農の適切な継続を確認する必要があるところ、審査は支柱部分のみならず下部の農地全体に及ぶこととなる。

このため農業委員会は、一時転用許可申請に係る意見書を作成する場合において、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超える場合は、法第4条第5項に基づき、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構をいう。）に意見を聴くことが適当と考えられる。

イ 許可基準の適合性等に係る国への相談

アの考えのもと、農地転用許可権者は、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超える場合は、許可基準の適合性等について地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の農地転用担当部局に相談することが望ましい。

3 一時転用許可期間中の栽培実績及び収支の報告

(1) 営農型太陽光発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、毎年、栽培実績及び収支の状況を翌年2月末日までに農地転用許可権者に報告するものとする。

① 栽培実績書（別紙様式例第10号）

ア 下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の生産に係る状況

イ 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況

なお、ア又はイの報告に当たっては、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関等）の確認を受けるものとする。

② 収支報告書（別紙様式例第 11 号）

下部の農地における営農等（発電収入や発電事業者からの営農協力金等を含む。）の収支の状況

(2) (1)の報告の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 農地転用許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に報告すること。この場合、指定市町村の長は、情報共有を図るために都道府県知事にその写しを送付するものとする。

イ 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめた上で、農村振興局長に報告すること。

ウ 農村振興局長は、報告された内容を取りまとめた上で、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び農地転用許可権者との間で情報共有が必要な事項について、これらの関係機関に対して情報提供するものとする。

4 農地転用許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等

(1) 農地転用許可権者は、3の報告及び事務処理要領別紙1の第4の7の(3)の方法により、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を確認するとともに、次に該当する事案について、毎年度現地調査を行うものとする。

① 一時転用に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超えるもの

② 3(1)①の栽培実績書において、下部の農地に係る営農に支障が生じていると判断されるもの

なお、①の現地調査に当たっては、地方農政局等の農地転用担当部局に同行を要請することが望ましい。

(2) 農地転用許可権者は、(1)の確認及び現地調査により、市町村の区域内の同一作物の単収より概ね2割以上減少している場合や、同一作物の生育段階と比較して生育状況に支障がみられる場合等営農の適切な継続が確保されなくなったとき又はこれが確保されないと見込まれるときには、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。

なお、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情（台風等による自然災害の被災、下部の農地において営農する者（以下「営農者」という。）の病気療養等。5のなお書きにおいて同じ。）があると認められる場合は、当該事情も考慮して指導を行うものとする。

(3) 農地転用許可権者は、営農が行われない場合、営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合又は(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、一時転用許可を受けた者に対して、支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。

さらに一時転用許可を受けた者が、当該指導に従わないときは、事務処理要領

別紙 1 の第 4 の 7 (1) イ(ア)に基づき、勧告や法第 51 条第 1 項の規定による処分又は命令（以下「勧告等」という。）を行うことを検討するものとする。

また、処分又は命令が行われた場合で、履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、事務処理要領別紙 1 の第 4 の 7 (1) イ(カ)に基づき、当該違反転用事案に関する情報の公表について検討するものとする。

- (4) 農地転用許可権者は、一時転用許可を受けた者に対して勧告等を行った場合は、その内容を地方農政局長等に報告（指定市町村の長はその写しを都道府県知事に送付）し、当該報告を受けた地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、農村振興局長に報告するものとする。

また、当該事業が再エネ特措法に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、当該勧告等を行った旨を、当該施設が所在する都道府県を所管する地方経済産業局に報告（別紙様式例第 12 号による通知又は再エネ特措法認定システムへの措置内容の入力）すること。

- (5) (4) の報告を受けた農村振興局長は、営農型太陽光発電に係る違反状況集計表（別紙様式例第 13 号）にその内容を取りまとめ、その都度各地方公共団体と情報共有すること。

- (6) 農地転用許可権者は、営農の適切な継続のため作物の変更を行いたい旨の報告を受けた場合、営農型太陽光発電に係る事業を第三者に承継する旨の報告を受けた場合又は、営農型太陽光発電設備を改築する旨の報告を受けた場合において、事情がやむを得ないと認められる場合は、事業計画の変更や一時転用許可申請等、必要な手続について指導を行うこと。

- (7) 農地転用許可権者は、(1) の転用事業の進捗状況の確認等と併せて、収支報告書と営農計画の収支の見込みを比較し、計画に沿った農業経営が行われているかを確認するものとする。

その際、営農型太陽光発電に係る売電の収益が、営農者の農業経営の維持発展に寄与し、もって地域の持続的な農業生産につながっているか否かについても検討するよう努めることとし、必要に応じて、設置者及び営農者と意見交換を行うことが望ましい。

- (8) 農地転用許可権者は、(1) から (7) までの事務を的確に行うため、営農型太陽光発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管するものとする（別紙様式例第 14 号）。

5 一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2 の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。

なお、それまでの転用期間において、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っている

ことや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。

また、当初許可において、遊休農地に該当するとして2の(2)のウのaの要件（同じ年の地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと）を適用しなかった場合においても、再許可時には遊休農地でなくなっていることから、当該要件が適用されることに留意すること。

6 その他

(1) 地方農政局等及び都道府県は、事業者からの営農型太陽光発電の実施に関する問合せや、地方公共団体からの許可基準の判断や是正指導に関する問合せに対応するため、相談窓口を設置する等相談体制の整備を図ること。

(2) 農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型太陽光発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導及び助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告すること。

また、農業委員会は、遊休農地を再生利用する場合であって、法第30条の規定による利用状況調査の結果、下部の農地の全部又は一部に、法第32条第1項各号のいずれかに該当するものがあると認めたときは、速やかに農地転用許可権者に報告すること。

その他、農業委員会は必要があると認めるときは、法第52条の4の規定に基づき、農地転用許可権者に対し、勧告等その他必要な措置を講ずべきことの要請を行うことが望ましい。

(3) 営農型太陽光発電は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電を行うものであり、営農型太陽光発電設備の設置については農閑期に行うことが望ましい。

また、良好な営農条件を備えた農地の農業上の効率的な利用を図る観点から、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等を行うことがないようにすることが望ましい。

(4) 設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容と同じくするその他の権利を設定するための法第3条第1項の許可を受けることが必要である。

この場合には、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に当該権利を設定するものとする。

（「営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについて」（平成30年6月28日付け30経営第823号農林水産省経営局農地政策課長通知）参照）

別表

区分	期間
(1) 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）の第3の2に掲げる次の者をいう。 ア 効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	10年以内
(2) 遊休農地（運用通知第3の1の(3)のアに該当すると判定された遊休農地をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（同一の事業につき遊休農地と遊休農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、遊休農地の面積が過半を占めており、遊休農地と遊休農地以外の農地とが連たんし、これらが一段のまとまりを有する場合を含む。）	
(3) 第2種農地（運用通知第2の1の(1)のオ又はカの第2種農地をいう。）又は第3種農地（運用通知第2の1の(1)のエの第3種農地をいう。）を利用する場合	
(4) (1)から(3)まで以外の場合	3年以内

(別紙様式例第 1 号)

営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土 地 所在・地番 _____

1. 営農型太陽光発電設備の下部の農地及び営農者の概要

(1) 営農型太陽光発電設備の下部の農地の概要

	地目	面積 (㎡)
営農型太陽光発電設備の下部の農地		
合計		

(記載要領)

- ・ 地目には、田、畑、樹園地のいずれかを記入してください。
- ・ 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積は、当該設備の存する区画全体の面積を記入してください。

(2) 下部の農地の営農者の概要

① 営農者の属性

営農者の属性	該当 (○)
ア 効率的かつ安定的な農業経営 (※ 1)	
イ 認定農業者 (※ 2)	
ウ 認定新規就農者 (※ 3)	
エ 将来法人化にして認定農業者になることが見込まれる集落営農	
オ アからエまで以外の者	

- ※ 1 主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営
- ※ 2 農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号) 第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者
- ※ 3 農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- ※ 4 アからエまでに該当する場合は、当該属性を証明する資料を添付すること

② 営農者の農作業経験等の状況

農作業経験等 (農作業歴)	左のうち作付予定作物の農作業歴

(記載要領)

- ・ 「農作業経験等 (農作業歴)」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその作付作物と年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

2. 栽培計画

(1) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積 (㎡)	栽植密度 (株・本・播種量 (kg)/10a)	生長の指標 (樹高・分枝状況等)
1 年目				
2 年目				
3 年目				
4 年目				
5 年目				
6 年目				
7 年目				
8 年目				
9 年目				
10 年目				

(記載要領)

- ・ 各年の「作付面積」の合計は、1 に記載した営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積と一致します。
- ・ 収穫まで複数年の期間を要する作物の場合は、「生長の指標」の欄に、収穫年の予定収量のほか、収穫までの各年の生育の指標を記入してください。また、記入に当たっては、別紙様式例第4号の収穫年と整合するようにしてください。
- ・ 連作障害等の対応のため、一時的に土壌改良等を行うことが予定されている場合は、「作付予定作物名」の欄に、当該土壌改良の具体的内容を記入してください。

(2) 営農に必要な農作業の期間

月 年	作付予定作物名	農作業の内容											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 年目													
2 年目													
3 年目													
4 年目													
5 年目													
6 年目													
7 年目													
8 年目													
9 年目													
10 年目													

(記載要領)

- ・ 作物ごとに農作業の内容欄に栽培期間と必要となる農作業の内容・その作業期間を具体的に記入してください。
- ・ 収穫まで期間を要する作物の場合、収穫年までの各年については、(1)の生長の指標に沿って、収穫までに必要となる作業内容を具体的に記入してください。

(3) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・リースの別 (導入予定の場合にはその旨)	寸法 (cm) (全長、全幅、全高)	機械出力 (ps、kw)	備考

(記載要領)

- ・ 機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(4) 農作業に従事する者

農作業従事者数		備考
常時 (人日)	臨時 (人日)	

(記載要領)

- ・ 備考欄には、臨時従事者の雇用期間及び作業内容等を記入してください。

(5) 下部の農地における単収見込み等

ア イ以外の場合

(7) (イ) 以外の場合

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な 単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み ($A/B \times 100$ (%))	地域の平均的な単 収の根拠

(記載要領)

- ・ 「単収見込み」は、1年目の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。
- ・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。

(イ) 申請に係る市町村において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

作付予定作物	単収見込み (kg/10a)	単収の根拠

(記載要領)

- ・ 「単収見込み」は、試験的に実施した栽培の実績に係る単収又は別紙様式例第4号2の「単収見込」を記載してください。

イ 遊休農地を再生利用する場合

作付予定作物	農地の利用の程度

(記載要領)

- ・ 「農地の利用の程度」は、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を記載してください。

(別紙様式例第 2 号)

営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における
営農への影響の見込み

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
 住所 _____

設置者 氏名 _____
 住所 _____

土 地 所在・地番 _____

1. 生育に適した日照量の確保

作付予定作物	遮光率	生育に適した条件等（日照特性等）及び設計上生育に 支障が生じない理由

(記載要領)

- ・ 作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）を記載するとともに、営農型太陽光発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を作付け作物ごとに具体的に記載してください。

2. 効率的な農作業の実施

(1) 支柱

高さ (m)		間隔 (m)
最低地上高：	最高地上高：	

(2) 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

--

(記載要領)

- ・ 営農型太陽光発電設備の支柱の高さ及び間隔、別紙様式例第 1 号 2 の (3) に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- ・ 農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該設備の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さは記載する必要はありません。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(添付資料)

1 及び 2 に記載した内容並びに別紙様式例 1 の 2 の (5) の単収見込みの根拠となる資料を、次の区分に従って添付してください。

ア イ以外の場合

次の(7)～(9)のいずれかの事項を記載した書類を添付すること。

(7) 下部の農地の栽培作物について、当該申請に係る農地が所在する市区町村における営農型太陽光発電による収穫量及び品質に関するデータ（例えば試験研究機関による調査結果等）

(8) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見（別紙様式例第 3 号）

(9) 当該申請に先行して当該市町村の区域内の下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績

イ 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

アの(8)に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

(7) 栽培実績（申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績）

(8) 単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由（別紙様式例第 4 号）

(別紙様式例第3号)

下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書

作成年月日 年 月 日

営農者	氏名
	住所
設置者	氏名
	住所
土地	所在・地番

1. 知見を有する者について

所属
役職・氏名
住所
連絡先

(知見を有する者の当該作物への関わり)

(記載要領)

知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

2. 知見を有する者による本事業についての所見

(記載要領)

営農計画書に沿った適切な営農の継続が可能であり、その結果、営農計画書又は栽培理由書、栽培実績書に記載した単収の確保が可能であるか等について、知見を有する者の研究データや栽培実績データ等を踏まえ、所見を記入してください。

(別紙様式例第 4 号)

申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物
を栽培する場合における栽培理由書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土 地 所在・地番 _____

1. 下部の農地で栽培を予定する農作物の名称と当該作物を選定した経緯

(作物名 : _____)
(経緯)

(記載要領)

「経緯」については、当該作物を栽培することによる農業経営上のメリット、土性や気象等の条件への適合性、営農者の栽培経験や知識の有無等に基づき、当該作物を選定することとなった経緯を具体的に記入してください。

2. 単収見込

(_____ kg/10a)

(単収見込の根拠)

(記載要領)

- ・「単収見込の根拠」について、当該作物の収量に関する調査研究データや統計データのほか、自然条件に類似性のある他地域のデータ等を用いて記入し、その資料を添付してください。

3. 作付けから収穫までに要する期間

(_____ 年 _____ 月)

(収穫までに上記期間を要する理由)

(記載要領)

- ・作付けから収穫までに要する期間が 1 年を超える場合に記入してください。
- ・「収穫までに上記期間を要する理由」について、当該作物の収穫までに要する期間の調査研究データや統計データ等を引用して記入し、その資料を添付してください。

4. 当該作物に係る知見を有する者からの営農協力について

(記載要領)

営農の適切な継続のため、下部農地での栽培に支障が生じた場合における知見を有する者による営農指導等の体制整備について記入してください。

(別紙様式例第 5 号)

営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書

年 月 日

〇〇〇〇知事 様
(〇〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (営農型太陽光発電設備の設置者)

(営農型太陽光発電設備の設置者) は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備について、事業の終了時又は事業の廃止時に当該営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することを約します。

撤去費用 (見込)
万円

(別紙様式例第 6 号)

下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書

年 月 日

〇〇〇〇知事 様
(〇〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名
住所
営農者 氏名
住所

(営農型太陽光発電設備の設置者及び営農者) は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備の下部農地における毎年の栽培実績書及び収支報告書について、翌年 2 月末日までに報告することを約します。

(別紙様式例第7号)

営農型太陽光発電設備の改築に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 許可を受けた土地等の所在等

土地の所在	地番	面積 (㎡)

2 改築計画

(1) 改築の内容

--

(2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : 年 月 日
イ 完了予定年月日 : 年 月 日

3 営農計画の変更の有無 : あり ・ なし

4 連絡先 (電話番号等)

--

(添付書類)

- ① (改築前及び改築後の) 営農型太陽光発電設備の設計図
- ② 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書 (営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分は記載しなくても結構です。)
- ③ (営農計画の変更を伴う場合又は改築工事により遮光率が増加する場合には、)
②の根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
- ④ その他参考となるべき書類

(別紙様式例第 8 号)

営農型太陽光発電による発電事業の廃止に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型太陽光発電設備を 年 月 日までに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

(別紙様式例第9号)

営農型太陽光発電事業の承継に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、営農型太陽光発電に係る事業の継続が困難になったため、当該発電事業を下記3の者に承継することを予定しておりますので報告します。

なお、承継事業者が農地法第5条第1項の許可を受けられない場合は、営農型太陽光発電設備を速やかに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

1 承継を予定している太陽光発電設備の所在地等

土地の所在	地 番	面積 (㎡)		一時転用 許可年月日	備 考
		支柱	下部農地		

2 事業の継続が困難となった理由

--

3 承継を予定している事業者

氏名・名称	住 所	連絡先 (電話番号等)

4 承継事業者の農地転用許可申請日 (又は申請予定日)

農地転用許可申請 (予定) 年月日 : 年 月 日

(添付書類)

承継を予定している事業者の事業概要がわかる資料

(別紙様式例第 10 号)

栽 培 実 績 書

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____

営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

1 許可を受けた土地等の所在及び面積等

所在及び地番	面積
	m ² (m ²)

2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

氏 名	備 考

3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況

(1) 農作物の収穫が行われている場合

ア イ以外の場合

作付作物	作付面積 (m ²)	単収 (kg/10a)	地域の平均的 な単収 (kg/10a)	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

イ 遊休農地を再生利用した場合

作付作物	作付面積 (m ²)	農地の利用の程度	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

(2) 農作物の収穫が行われていない場合

ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合

作付作物	作付面積 (㎡)	遮光率	備 考

(栽培管理及び生育の状況)

--

イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合

(その理由)

--

(上記記載について知見を有する者の所見)

所見（具体的に記載してください。）

--

確認年月日

年

月

日

知見を有する者

所属

役職・氏名

住所・連絡先

知見を有する者の当該作物への関わり

※ 申請時に提出した（別紙様式例第3号）に記載された知見を有する者と異なる者が記載しようとする場合や、申請時に知見を有する者の意見書を提出していない場合（別紙様式例第2号の添付資料アにおいて(ア)又は(ウ)を選択した場合）に、知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

(留意事項)

- 1 下部の農地において営農が適切に行われていることを確認するため、営農計画書に記載した農作業の内容について、作業の実態がわかる写真のほか、農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。

当該写真は、下部の農地全体の農作業の状況や農作物の生育状況及び収穫物の状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。

- 2 営農型太陽光発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください（遊休農地を再生利用した場合を除く。）。
- 3 本資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

(記載要領)

- 1 「1 許可を受けた土地等の所在及び面積等」の「面積」欄は、上段に①の面積を記載してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。

① 許可を受けた営農型太陽光発電設備の支柱の基礎部分の面積（一時転用許可の対象面積）

② 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積

- 2 「2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等」について、営農者が複数存在し、営農者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付けを行っている作物を記載してください。

- 3 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（1）農作物の収穫が行われている場合について

- ・ アの「単収」欄は、営農型太陽光発電設備の下部の農地の単収を記載してください。
- ・ アの「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型太陽光発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。

なお、申請に係る市町村において栽培されていない農作物を栽培している場合等地域において比較する単収がない場合は、許可申請書に添付した「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書」（別紙様式例第1号）2（5）ア(ア)又は(イ)に記載した「地域の平均的な単収」又は「単収見込み」を記載してください。

- ・ イの「農地の利用の程度」欄は、当該農地での農作物の生産の状況について、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。
- ・ ア及びイの「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型太陽光発電を行っていない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。
- ・ ア及びイの「遮光率」欄について、営農型太陽光発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽

光パネルの水平投影面積が占める面積を記載ください。

- 4 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の(2) 農作物の収穫が行われていない場合について
 - ・ 「ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合」の「栽培管理及び生育の状況」欄は、許可申請時の栽培計画に記載した農作業の内容と照らして適切に栽培管理が行われたか、また、作物の生育の状況は、栽培計画に記載した生長の指標と比較して、順調に生育しているか等について記載してください。
 - ・ 「イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合」の「その理由」欄は、収穫まで生育が満たなかった理由（台風等による自然災害の被災や営農者の病気療養等）について、その原因も踏まえて具体的に記入してください。
- 5 営農型太陽光発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合には、「備考」欄に販売量や売上高を記載するとともに、出荷量を証する書面の写しを添付してください。
- 6 自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の記載は必要ですので、御注意ください。

(別紙様式例第 11 号)

収 支 報 告 書

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____
営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地の営農における収支状況について、下記のとおり報告します。

記

前々年度 (令和 年度)			前年度 (令和 年度)			今年度 (令和 年度)		
科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)
収 入 金 額	販売金額		収 入 金 額	販売金額		収 入 金 額	販売金額	
	自家消費			自家消費			自家消費	
	雑収入			雑収入			雑収入	
	(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)	
	(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)	
	小 計			小 計			小 計	
支 出 金 額	種苗費		支 出 金 額	種苗費		支 出 金 額	種苗費	
	肥料費			肥料費			肥料費	
	農機具費			農機具費			農機具費	
	農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費	
	動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費	
	修繕費			修繕費			修繕費	
	人件費			人件費			人件費	
	地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料	
	農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金	
	減価償却費			減価償却費			減価償却費	
	土地改良費			土地改良費			土地改良費	
	雑費			雑費			雑費	
	租税公課			租税公課			租税公課	
	小 計			小 計			小 計	
差引金額			差引金額			差引金額		

(留意事項)

- 1 「科目」は収支科目の主要なものを記入していますので、適宜、追記削除をお願いします。
- 2 「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。
- 3 「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。
- 4 資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

(別紙様式例第 12 号)

番 号
(元号) 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

(農地転用許可権者名)

農地法における違反事案についての情報提供 (通知)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号) に基づき認定を取得している事案について、農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) の規定に違反し、同法第 51 条第 1 項に基づき、(元号) 〇年〇月〇日付け (文書番号) にて、(農地転用許可権者名) より (原状回復等の措置の内容) しましたので、別添の関連資料を添えて情報提供 (通知) します。

※「勧告」の場合は、下線部を「農地法に係る事務処理要領の制定について (平成 21 年 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産経営局長・農村振興局長通知) の別紙 1 の第 4 の 6 (1) イ(ア)b の規定に基づき」とする。

担当 : 〇〇県〇〇市〇〇課 〇〇〇〇
TEL : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
Mail : 〇〇〇-〇〇〇〇@pref. 〇〇. lg. jp

※命令書の写し等の関連資料を添付すること。

(別紙様式例第13号) 営農型太陽光発電に係る違反状況取りまとめ表

[illegible]

(別紙様式例第14号) 営農型発電設備の設置に関する情報

[illegible]